

ID: 243

担当部署: 上下水道局

処分の概要	特別使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道条例 第34条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第151号		
【根拠条文】 (特別使用) 第34条 市長は、処理区域外の者であっても公共下水道の管理運営上支障がないときは、特に必要と認めた者に限り条件を付して下水を排除するための特別使用を許可することができる。 2 前項の規定により許可を受けた者については、この条例の規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 12 月 25 日